

原議保存期間	3年(令和10年3月31日まで)
--------	------------------

佐本生企発第608号
佐本地発第178号
令和6年10月17日

各 警 察 署 長 殿

有 効	令和10年3月31日まで
-----	--------------

安全安心推進係	
---------	--

生 活 安 全 部 長

コンビニエンスストアとの連携強化による地域防犯力向上のための
取組の推進について（通達）

地域の要所に所在するコンビニエンスストアは、深夜時間帯も含め営業し、防犯意識を持った従業員が常駐しているなどの特性を活かしつつ、長年にわたる「セーフティステーション活動」（以下「ＳＳ活動」という。）を通じて、女性や子供の駆け込み対応、高齢者の保護、特殊詐欺の未然防止などに貢献してきたものであり、各地域における地域安全活動の要として重要な役割を担っている。

このような中、一部の都道府県警察において、コンビニエンスストア各店舗の担当警察官を指定した上で、当該警察官の定期的な店舗への立ち寄りによって構築した店舗責任者及び従業員（以下「店舗関係者」という。）との良好な関係を基に、ＳＳ活動を支援する取組を推進しているところ、こうした取組は、店舗と警察との早期の連携が必要となるような事案での対応等において、着実な成果が上がっているとの報告を受けているものである。

上記の連携取組に関し、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会（以下「ＪＦＡ」という。）から警察庁に対し、同協会に加盟するコンビニエンスストア各店舗のＳＳ活動を活性化させていくに当たり、非常に有意義であることから、当該取組を拡充し、全国において展開してもらいたいとの要望がなされている。

本県では、平成13年から、コンビニエンスストア等の「警ら立寄所」に「地域安全パトロール帳」を設置し、警戒の確実化を期し、併せて住民等との対話を通じて、警察活動に対する地域社会の意見・要望を把握しているところ、社会情勢の変化に鑑み、「地域安全パトロール帳」を活用した街頭活動の強化について（通達）（令和5年7月3日付け佐本地発第79号）に基づき、コンビニエンスストアについては、ニセ電話詐欺、強盗事件等の被害防止の観点から、可能な限り設置するよう努め、管理者等に対する協力要請、警戒の際の管理者等への声掛けを行っているところである。

各警察署においては、「地域安全パトロール帳」を活用した街頭活動を通じてコンビニエンスストアのＳＳ活動の活性化に寄与し、当該店舗のみならず、地域全体の防犯力の向上を推進しているところであるが、更なるＳＳ活動の強化のため各地域の事情も考慮しつつ、各市町に所在するコンビニエンスストア事業者と連携を図り、下記のような取組を推進されたい。

記

1 コンビニエンスストアのＳＳ活動

ＪＦＡに加盟するコンビニエンスストアにおいては、「安全・安心なまちづくりに協力」と「青少年環境の健全化への取組」を2つの柱とするＳＳ活動を通じ、地域安全活動への自主的な取組を推進しているところ、主な活動内容は以下のとおりである。

- (1) 安全・安心なまちづくりに協力
 - ア 自主防犯（強盗・万引きなどの防止対策）体制の強化
 - イ 緊急事態（災害・事件・事故・急病人など）に対する110番・119番通報の実施
 - ウ 女性・子供などの駆け込み事案への対応
 - エ 高齢者等の認知症が疑われる者の保護と警察への連絡
 - オ 地域の顧客に対する安全情報の発信、提供
 - カ 特殊詐欺未然防止活動の推進（電子マネーカード購入者への積極的な声掛け等）
- (2) 青少年環境の健全化への取組
 - ア 20歳未満者への酒類・たばこの販売防止
 - イ 18歳未満者への成人向け雑誌の販売・閲覧防止
 - ウ 青少年非行化の防止（店舗のたまり場化の防止）
 - エ 体験学習の受け入れ
- 2 担当警察官の指定

担当警察官を指定し、店舗への立ち寄りを強化すること。担当警察官の指定に当たっては、対象店舗が所在する受持区を担当する地域警察官のほか、受持区内にコンビニエンスストアが多数所在する場合や、店舗の立地状況及び過去の事案発生状況等から効果的と認められる場合には、実態に応じて受持警察官以外の警察官（専務員を含む。）を指定するなど、推進体制の構築に当たり、本取組の実効性が担保されるよう担当者の指定に配慮すること。

その上で、担当警察官の拝命等を考慮し、実態に応じて複数の担当警察官を指定し、店舗へ赴く際は、生活安全課員及び交番所長・駐在所ブロック長が担当警察官を適切に指導すること。
- 3 担当警察官の任務

担当警察官は、指定後、担当店舗を訪問し、店舗責任者に対して取組の趣旨及び自身が担当警察官であることを説明した上で、警ら等の通常業務を通じて担当店舗に立ち寄り、店舗関係者と良好な関係の構築を図りながら、各店舗において、上記1の活動が活性化されるよう必要な支援を行うこと。

なお、店舗において、女性・子供の駆け込み、高齢者の保護、特殊詐欺が疑われる事案、不審者の立ち寄り、少年のい集事案等を認知した際には、担当警察官への情報提供によることなく、110番を通じて警察への速やかな通報が行われるよう依頼すること。
- 4 担当警察官の業務管理

担当警察官については、警察署生活安全部門においてその活動状況を把握するなど、組織的に担当警察官の運用状況を管理すること。

なお、担当警察官の異動や店舗の開店、閉店等があった場合には、適宜担当警察官の指定を見直し、対策に空白が生じないように配慮すること。
- 5 留意事項
 - (1) 組織的な対応

本対策を推進するに当たり、店舗関係者には、有事の際における通報先や通報要領等を教示しておくとともに、店舗からの困りごと、意見、要望等の相談や通報を受けた際には、組織的な対応を行うこと。
 - (2) 指導教養の実施

担当警察官に対しては、平素から自身が担当店舗における窓口であることの自覚を促すよう、本取組の趣旨や任務等についての教養を行うとともに、店舗への協力依頼や防犯指導等を実施するに当たり必要となる知識等について教養を行うこと。

(3) 適切な賞揚の実施

店舗において、地域安全活動への協力等に関する好事例等があった際には、功労のあった当該店舗関係者に対する賞揚を実施するとともに、担当警察官の防犯指導等による効果が認められた場合は、当該警察官の賞揚も実施するなど、適切な賞揚を実施すること。